

津山駅北口広場条例による施設使用料減免内容

以下の項目に該当する場合は、使用料減免申請書(様式第5号)を提出してください。

使用する施設	申請者	減免額
1 公共交通施設	<p>ア 国若しくは地方公共団体又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人</p> <p>イ 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)、保育所(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。)又は認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいう。)。ただし、自家用自動車(道路運送法(昭和26年法律第183号)第78条に規定する自家用自動車をいう。以下同じ。)を使用するものに限る。</p> <p>ウ 市民が自主的に結成した団体で、その目的が市政運営の総合的施策に添い、行政の目的達成に合致する非営利行為を行う団体。ただし、自家用自動車を使用するものに限る。</p> <p>エ 市内に事務所又は事業所を有するもの。ただし、自家用自動車を使用するものに限る。</p>	全額
	オ その他市長が必要と認めるもの	2分の1の額
2 交通観光案内所会議室及びにぎわい交流館交流施設	<p>ア 国若しくは地方公共団体又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人</p> <p>イ 市民が自主的に結成した団体で、その目的が市政運営の総合的施策に添い、行政の目的達成に合致する非営利行為を行う団体</p>	全額
	ウ その他市長が必要と認めるもの	2分の1の額